

学校施設使用予約申込のための 文京区インターネット施設予約システム利用者登録のお願い

学校施設を利用する場合は、「文京区インターネット施設予約システム（「文の京」施設予約ねっと）」による利用者登録が必要となります。以下をご確認の上、登録手続きをお願いいたします。（裏面の優先団体登録のご案内もご確認ください。）

利用者登録が必要な方（団体）

以下①、②の双方を満たす方（団体）は利用者登録が必要です。

- ① 構成員の過半数が区内在住・在勤・在学である
- ② 利用する学校施設が校庭、体育館又は格技室である

※すでに他施設で利用者登録がある方（団体）も、学校施設使用のための利用者登録が必要です。

利用者登録の手順

- ① 予約システム上で、利用者情報の事前入力を行う。

<https://www.shisetsu.city.bunkyo.lg.jp/user/UserPreEntry>



- ② 以下の書類を準備する。

ア 文京区インターネット施設予約システム利用登録申請書 ※新規登録の場合

イ 文京区インターネット施設予約システム登録事項変更届 ※すでに登録がある場合

ウ 利用者構成員名簿

エ 口座振替依頼書 ※口座の新規登録・口座情報の変更が必要な場合

【ゆうちょ銀行以外の金融機関を指定する場合】

金融機関に口座振替依頼書を提出後、銀行印が押された口座振替依頼書を申請窓口にご提出ください。

※金融機関への提出に際し、必要な持ち物等は各金融機関へご確認ください。

【ゆうちょ銀行を指定する場合】

口座振替依頼書、通帳又はキャッシュカード、届出印を申請窓口にご提出ください。

※口座振替依頼書を金融機関に提出する必要はございません。

※ゆうちょ銀行を指定する場合、口座振替の手續に約2カ月要します。口座振替完了までの間、使用料は学務課窓口で納付書を受取り、金融機関窓口にてお支払いいただくことになります。

オ 本人確認書類 ※特に指定なし。氏名・住所がわかるものであれば可。

カ 社会教育関係団体登録証 ※持っている団体のみ。提出がない場合、使用料が減免されません。

【配架場所】：各小中学校、スポーツセンター、総合体育館、江戸川橋体育館、区役所 20 階学務課

※アイウは区HPにも掲載 <http://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/gakko/campus/shisetsu.html>



- ③ ②の書類を持参の上、団体の代表者が以下の施設にて申請を行う。

※主に利用する学校（ホームグラウンド）をご確認の上、以下の施設にて申請をお願いします。

【申請窓口：スポーツセンター】

ホームグラウンドが林町小、明化小、窪町小、大塚小、千駄木小、昭和小、駒本小、駕籠町小、第一中、第九中、第十中及び文林中である団体

【申請窓口：総合体育館】

ホームグラウンドが柳町小、指ヶ谷小、湯島小、誠之小、根津小、汐見小、本郷小、第六中、第八中及び本郷台中である団体

【申請窓口：江戸川橋体育館】

ホームグラウンドが礪川小、青柳小、小日向台町小、関口台町小、金富小、第三中、茗台中及び音羽中である団体

- ④ 申請した施設で登録作業を行います。本登録完了後、「利用登録証」及び「利用者カード」を交付しますので、申請窓口までお越しください。（交付日は申請時にお伝えします。）

学校施設使用 優先団体登録のご案内

文京区インターネット施設予約システム（「文の京」施設予約ねっと）への登録完了後、優先団体の登録を希望される方（団体）は、以下をご確認のうえ、下記問合せ先までお電話にてご連絡ください。

優先団体とは

一般団体の抽選申込に**先行した**抽選申込が可能となる団体です。

- ・利用希望日の属する月の**前月 1 日から 5 日まで**翌月の抽選申込が可能となります。
- ・抽選申込ができる学校は、利用者登録時に登録したホームグラウンドの 1 校のみです。
- ・抽選申込の上限は**小学校→月 10 予約**、**中学校→月 5 予約**となります。

※申込上限とは抽選申込できる予約数であり、使用できる予約数を確約するものではありません。

優先団体の要件

以下のア～オのいずれかに該当する場合、優先団体に該当します。

- ア 団体の構成員の過半数がホームグラウンドとして指定した学校の児童又は生徒でありかつ、当該団体の活動に参加している場合
- イ 学校運営協議会の委員として当該申請に係る学校の運営に協力している場合、又はその者が属する団体が使用する場合
- ウ 地域学校協働本部の構成員として当該申請に係る学校における教育に対する支援活動を行っている場合、又はその者が属する団体が使用する場合
- エ ホームグラウンドとして指定した学校の通学区域内に所在する町会又は自治会がその活動に使用する場合
- オ その他委員会が特に理由があると認めた場合

優先団体登録の流れ

- ① 利用者登録完了後、教育委員会学務課までお電話ください。（団体の代表者でなくても可）
- ② 電話にて優先団体に関する聞き取り調査を行います。
- ③ 聞き取り調査の内容をもとに、教育委員会と学校で優先団体に該当するか協議を行います。
- ④ 優先団体の該当・非該当についてお電話にて回答します。

※学校との協議に時間を要する場合がありますので、お早めにご連絡ください。

★学校施設（校庭・体育館・格技室）予約申込期間は下記のとおりです。

【優先団体】 毎月 1 日から 5 日まで **抽選申込**（ホームグラウンドのみ申込可）

【一般団体】 毎月 6 日から 10 日まで **抽選申込**（全校抽選申込可・**月 3 予約が上限**）

【優先・一般団体】 毎月 11 日午前 9 時から **随時申込**（全校先着申込）

※**随時申込**は優先団体・一般団体ともに使用日の 14 日前まで申込可能です。

<予約システム導入後の学校施設使用の概要についてはこちら>

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/gakko/campus/yoyakusisutemu/yoyakusisutemu.html>



<予約システムの利用方法についてはこちら>

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/shisetsu/yoyakunetto.html>



【問合せ先】 文京区教育委員会学務課施設担当
TEL：03-5803-1296
Mail：b701000@city.bunkyo.lg.jp